

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号 最終改正平成 25 年法律第 34 号。以下「P F I 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、福岡市総合体育館（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針について公表する。

平成 26 年 9 月 18 日

福岡市長 高島 宗一郎

福岡市総合体育館（仮称）整備運営事業

実 施 方 針

平成 26 年 9 月

福 岡 市

目 次

I	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容	1
2	特定事業の選定及び公表	6
II	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	7
1	敷地に関する各種法規制等	7
2	施設要件	7
III	事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	募集及び選定の方法	8
2	募集及び選定スケジュール	8
3	募集及び選定等の手続き	9
4	入札参加者の構成	12
5	入札参加者の備えるべき参加資格要件	13
6	審査及び落札者決定の手順	16
7	S P C の設立等	17
8	提案審査書類の取扱い	17
IV	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1	リスク分担の方法等	18
2	業務品質の確保	18
V	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
1	疑義対応	19
2	紛争処理機関	19
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
1	事業の継続に関する基本的考え方	19
2	継続が困難となった場合の措置	19
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	21
1	法制上及び税制上の措置	21
2	財政上及び金融上の支援	21
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項	22
1	議会の議決	22
2	本事業において使用する言語、通貨単位等	22
3	入札参加に伴う費用負担	22
4	情報公開及び情報提供	22
5	問合せ先	22

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

福岡市総合体育館（仮称）整備運営事業

(2) 公共施設の管理者

福岡市長 高島 宗一郎

(3) 本事業の目的

本事業は、平成 25 年 4 月策定の「新たな拠点体育館基本計画」を踏まえて実施するものである。福岡市総合体育館（仮称）（以下「本施設」という。）は、スポーツを「する」多くの市民にとって、日常の利用はもとより、日頃の活動の成果を発揮するために目指す大舞台となり、多くの市民が、ここを会場として行われる国際大会や国内の大規模スポーツ大会を「みる」楽しみを味わうことができる場所である。

このため、本施設は、福岡市（以下「市」という。）のスポーツ振興に大きな役割を担い、福岡市スポーツ振興計画における「スポーツとのかかわりを通して、充実した市民生活と、活気あふれる地域社会を実現する」との理念を実現できるよう、市民体育館及び九電記念体育館が担っている全市的なスポーツ拠点としての機能を引き継ぎ、子どもから高齢者、障がい者など市民のだれもがスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、また、各種スポーツ大会などが開催される、市の新たなスポーツ拠点として整備するものである。

本事業の実施に当たっては、市は P F I 法に基づく事業として実施することを検討しており、施設の設計、建設、運営及び維持管理を一体的に実施することにより、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした、ハードとソフトが相乗効果を生み出すような施設計画や事業計画により、この施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、市民ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的・効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

(4) 本事業の基本方針

① 生涯スポーツ施設としての役割

子どもから高齢者、障がい者など幅広い年齢層、幅広いスポーツレベルの利用者へ、生涯にわたって豊かなスポーツ活動、健康づくりを「する」場を提供するとともに、スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の拠点としての役割を担う。

そのため、ユニバーサルデザインに配慮し、すべての人が利用しやすく、安全にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができる機能を備えるとともに、利用者が相互に集い憩うことができる施設とする。

② スポーツ大会施設としての役割

市民レベルのスポーツ大会や競技スポーツの振興拠点としての役割とともに、今まで本市では開催困難であった国際大会、全国大会、九州大会などの大規模大会が開催されるスポーツコンベンションの拠点としての役割を担う。

そのため、一度に多数の試合が開催可能なメインアリーナ及びサブアリーナを整備し、

それぞれのアリーナにおいて、十分な席数の観客席を確保する。

また、それらの大会の参加者等に必要な駐車場を確保する。

③ 立地環境を活かした施設整備

近年、ウォーキング、ジョギング、サイクリング等の屋外スポーツのニーズが急増している。一方で、本施設の整備地であるアイランドシティには、公園や緑道、ウォーキングコースなど、恵まれたスポーツ・レクリエーション環境があることから、これらを利用して、スポーツ・レクリエーション活動を行う市民にとっても、その活動の拠点となる体育館として整備する。

④ 環境にやさしい施設整備

本施設の整備地であるアイランドシティでは、市民、事業者、行政それぞれがまちづくりの中で必要な環境共生都市への取り組みを的確に進め、本市全域での環境と共生した都市づくりを先導する環境共生都市を実現するため「アイランドシティ環境配慮指針」が定められ、まちづくりが進められている。

本指針の基本理念に掲げられている「人と地球にやさしい持続可能なまち」を実現するため、指針に定められた施設整備段階、利用・管理段階における環境配慮対策に取り組み、環境にやさしい体育館として整備する。

(5) 事業の内容

① 施設概要

- ・事業用地：福岡市東区香椎照葉六丁目 26 番 4、26 番 28 及び 27 番 19
- ・敷地面積：約 40,268 m²

② 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、運営・維持管理業務を行う方式（B T O : Build・Transfer・Operate）とする。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 46 年 3 月 31 日までとする。

④ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。

なお、具体的な業務の内容及び詳細については、業務要求水準書（案）を参照すること。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務及びその関連業務
- (イ) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (ウ) 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 備品等調達・設置業務

(カ) 交付金申請補助業務

イ 開業準備業務

(ア) 予約システム整備業務

(イ) 事前広報・利用受付業務

ウ 運営・維持管理業務

(ア) 運営業務

- a 統括管理業務
- b 利用受付業務（受付、案内、料金收受等）
- c スポーツ振興業務（講座・教室の開催等）
- d 広報・情報発信業務
- e 駐車場管理運営業務
- f スポーツ用品の販売・貸出業務
- g 自動販売機運営業務
- h 自由提案事業

(イ) 維持管理業務

- a 建築物維持管理業務
- b 建築設備維持管理業務
- c 備品等保守管理業務
- d 修繕・更新業務
- e 清掃業務
- f 環境衛生管理業務
- g 警備業務
- h 外構施設保守管理業務
- i 植栽管理業務
- j 長期修繕計画作成業務

⑤ 市が行う業務

市が実施するものは、交付金申請業務である。

⑥ 事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりである。

ア 市からのサービス対価

市は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入料を支払う。サービス購入料の構成は次のとおりである。

(ア) 施設整備の対価

本施設の整備に要する費用及び市が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額で、事業契約において予め定める額を割賦方式により、選定事業者を支払う。なお市は、施設整備の対価の一部に国の交付金を活用予定であり、これらの収入については、施設引渡し時に一括して選定事業者を支払う。

(イ) 開業準備の対価

本施設の開業準備に要する費用で、事業契約において予め定める額を本施設の供用開始後に一括して事業者を支払う。

(ウ) 運営・維持管理の対価

本施設の運営・維持管理に要する費用のうち、光熱水費を除く部分で、選定事業者の提案金額を基に、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額である。
市への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うことを想定している。

(エ) 運営・維持管理に要する光熱水費

本施設の運営及び維持管理に要する費用のうち、光熱水費に相当する額で、選定事業者の提案金額を基に、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額である。

市への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うことを想定している。

イ 利用者から得る収入

(ア) 利用者から得る利用料金収入

施設専用利用料金、設備専用利用料金、個人利用料金、駐車場利用料金である。

※市は、選定事業者を本施設の指定管理者に指定し、利用料金は直接、選定事業者の収入とすることを想定している。その場合の利用料金については、市が条例で定める利用料金額を上限として、市の承認を得て指定管理者が定めることを想定している。

(イ) 受講料収入

要求水準に基づいて開催される各種スポーツ教室の受講者から得る収入である。

※受講料の考え方は、業務要求水準書(案)を参照すること。

(ウ) スポーツ用品の販売・貸出収入

スポーツ用品の販売・貸出業務の実施により得る収入である。

(エ) 自動販売機運営業務により得られる収入

自動販売機運営業務の実施により得る収入である。

(オ) 自由提案事業により得られる収入

自由提案事業の実施により得る収入である。

⑦ 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書（案）を参照すること。

⑧ 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

- 事業契約の締結 平成 28 年 3 月
- 事業期間 事業契約締結日～平成 46 年 3 月末日
 - ・設計・建設期間 事業契約締結日～平成 30 年 9 月末日
 - ・開館準備期間 平成 30 年 10 月 1 日～平成 30 年 11 月末日
 - ・供用開始日 平成 30 年 12 月 1 日
 - ・運営・維持管理期間 平成 30 年 12 月 1 日～平成 46 年 3 月末日

⑨ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は、本施設を入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

建物竣工時においてはライフサイクルを 70 年間とした長期修繕計画を策定し、市に提出する。その後、事業期間終了 2 年前には施設の状況についてチェック・評価を行ったうえ、上記計画の時点修正を行い、報告書を市に提出する。

⑩ 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を市ホームページにおいて公表する。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

市の財政負担見込額の算定については、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、市のホームページにおいて速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

Ⅱ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

- (1) 事業用地 : 福岡市東区香椎照葉六丁目 26 番 4、26 番 28 及び 27 番 19
- (2) 地域地区 : 第二種住居地域（商業地域への用途地域変更に向けて、平成 26 年 11 月の都市計画審議会へ付議予定）
- (3) 土地の所有 : 市有地（一部の民有地については、市が取得予定。）
- (4) 敷地面積 : 約 40,268 m²
- (5) 建ぺい率 : 60%（商業地域に変更された場合 80%）
- (6) 容積率 : 300%（商業地域に変更された場合 300%）

2 施設要件

本施設は福岡市民体育館及び九電記念体育館の後継施設になることから、メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、スポーツ活動諸室等からなる施設と、十分な駐車場を整備することとする。詳細は業務要求水準書（案）を参照すること。

区分	概要
メインアリーナ	3,105 m ² （45m×69m）以上 総観客席数 5,000 席以上 （1 階可動観客席 1,800 席以上、2 階観客席 3,000 席以上とする）
サブアリーナ	1,728 m ² （36m×48m）以上、2 階観客席 700 席以上
武道場	柔道 2 面、剣道 2 面の公式試合場が同時に設置でき、単独使用の場合は最大で 4 面の公式試合場が設置できること 観客席 200 席以上
弓道場	近的射場 10 人立ち以上 観客席 100 席以上
スポーツ活動諸室	トレーニング室、健康・体力相談室、体力測定室、多目的室、キッズルーム、ジョギングコース、屋外活動用諸室
その他諸室	研修・会議室、談話室 など
駐車場	500 台以上

Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される予定である。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下を予定している。

① 平成26年9月18日	実施方針等の公表
② 平成26年10月1日・2日	実施方針等に関する説明会及び現地見学会の開催
③ 平成26年10月1日から 10月6日まで	実施方針等に関する質問及び意見の受付
④ 平成26年11月5日	実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表
⑤ 平成26年11月6日から 11月10日まで	競争的対話への申し込み受付
⑥ 平成26年11月21日から 12月12日まで	競争的対話の実施
⑦ 平成27年1月	競争的対話に関する対話内容の公表
⑧ 平成27年3月	特定事業の選定及び公表
⑨ 平成27年3月	入札公告（入札説明書等の公表）
⑩ 平成27年4月	入札説明書等に関する質問（1回目）の受付締切
⑪ 平成27年5月	入札説明書等に関する質問（1回目）への回答の公表
⑫ 平成27年5月	参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付締切
⑬ 平成27年6月	資格確認通知書の発送
⑭ 平成27年6月	入札説明書等に関する質問（2回目）の受付締切
⑮ 平成27年7月	入札説明書等に関する質問（2回目）への回答の公表
⑯ 平成27年8月	入札提出書類（提案書）の提出締切
⑰ 平成27年10月	落札者の決定及び公表
⑱ 平成28年11月	基本協定の締結
⑲ 平成28年1月	仮契約の締結
⑳ 平成28年3月	事業本契約の締結

3 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。詳細については、入札説明書等において示す。

(1) 実施方針等に関する説明会及び現地見学会の開催

実施方針に関する説明会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

説明会日時・場所	平成 26 年 10 月 1 日(水) 10 時 30 分～11 時 30 分・天神ツインビル
現地見学会日時	九電記念体育館：平成 26 年 10 月 1 日（水）14 時～15 時 福岡市民体育館：平成 26 年 10 月 2 日（木）10 時～11 時 本施設建設予定地：平成 26 年 10 月 2 日（木）14 時～15 時 30 分
当日連絡先	福岡市市民局スポーツ推進部スポーツ振興課 電話（092-711-4099）
参加申込期限	平成 26 年 9 月 26 日(金) 午後 1 時まで
参加申込方法	実施方針説明会及び現地見学会参加申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、電子メール又は F A X にて提出すること。なお、参加人数は、会場の都合上、1 社 3 名までとする。
申込先	福岡市市民局スポーツ推進部スポーツ振興課 電話：092-711-4099 FAX：092-733-5595 E-mail：new_gymnasium@city.fukuoka.lg.jp
開催方法	詳細は、市ホームページにおいて示す。

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準素案に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

① 受付期限

平成 26 年 10 月 6 日（月）午後 1 時まで

② 受付方法

実施方針等に関する質問書（様式第 2 号）及び意見書（様式第 3 号）に記入の上、福岡市市民局スポーツ推進部スポーツ振興課まで、原則として、電子メールでのファイル添付により提出すること。

③ 公表

受け付けた質問、意見に対する回答は、特定事業の選定時までに市ホームページにおいて公表する。

(3) 競争的対話の実施

本事業への参加希望者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する参加者希望者の理解を深め、市の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、実施方針の公表段階において、対面方式による対話の場を設けることを予定している。

競争的対話の実施に当たっては、以下の 3 つの議題を対象とする方針である。なお、各参加者は議題を任意に選択でき、全ての議題について対話することは必須としない。

議題 1：運營業務の取り扱いについて（議題 2 以外のもの）

- ・参加者は興行利用として考えられる利用メニュー、施設や設備の考え方、年間利用コマ数の想定、市民利用との共存、優先予約の考え方、変動リスクへの対応の考え方等について対話することができる。業務要求水準書（案）に記載されている当該業務内容において、水準の明確化や設定の考え方の確認を目的とした対話を行うことができる。

議題 2：自由提案事業等の業務要求水準及び事業条件等について

- ・参加者は自動販売機運營業務及び自由提案事業について、業務要求水準書（案）に記載されている要求水準の明確化や事業条件（運営（設置）場所、メニュー及び料金の考え方等）の考え方の確認を目的とした対話を行うことができる。

議題 3：環境配慮対策について

- ・参加者は検討している環境配慮対策（創エネルギー、省エネルギー、エネルギーマネジメントシステム等）に係る考え方について、対話を行うことができる。

競争的対話の内容については、入札参加者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、入札参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、市ホームページ等で事後に公表する。また、競争的対話に参加しない者が入札に参加することは妨げない。

① 申込期限

平成 26 年 11 月 10 日(月)午後 1 時まで

② 申込方法

競争的対話を希望する入札参加希望者は、「競争的対話参加申込書」（様式第 4 号）及び競争的対話を希望する議題（様式第 5 号）を記入の上、提出のこと。申込書は電子ファイル（Microsoft Excel（2010 以前のバージョン）とする。）とし、当該電子ファイルを添付した電子メールにて提出のこと。

③ 実施日時

平成 26 年 11 月 21 日(金)～平成 26 年 12 月 12 日(金)

④ 参加者

競争的対話の参加者は、入札への参加を希望する者であれば、制限はない。

なお、単独企業で申し込むことも複数企業で申し込むこともいずれも可とするが、同一企業が複数回参加することは不可とする。

⑤ 実施方法の通知

競争的対話の実施日時や実施会場、参加者人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて市が決定する。申込期限後、参加申込のあった企業の担当者へ実施日時の中から候補日時を複数通知するので、対応可能な日時を回答すること。

なお、その場合に上記④に示した参加者が全員参加できないことは差支えない。ただし、当初参加を希望した者以外が参加することは認めない。

(4) 入札公告、入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、入札説明書等を、市ホームページにおいて公表する。

(5) 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。質問の受付・回答は、2回程度行うことを予定している。

(6) 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知

本事業への入札参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、入札参加者に通知する。

(7) 提案審査書類の受付

資格審査通過者に対し、提案審査書類の提出を求める。

(8) 落札者の決定・公表

審査結果及び落札者については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに公表する。なお、事業者の募集、審査及び選定において、提案審査書類提出者がいない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(9) 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び提案審査書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

(10) 事業契約の締結

市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、事業予定者が本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）と事業契約を締結する。

※ 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容について協議・調整し、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結することがある。

4 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

構成員	入札参加者を構成する法人で、SPCに出資を行う法人
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部をSPCから直接受託・請負するが、SPCには出資を行わない法人

(2) 構成員等の明示

入札参加者が本事業の入札に参加する場合には、あらかじめグループの代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続を行うこととする。

参加表明書及び資格審査書類の提出時には、入札参加者の構成員及び協力企業について明らかにすること。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業がI・1・(5)④ア～ウに示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている又は当該企業と雇用関係にある場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

なお、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

(5) 入札参加者の変更及び追加

本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加者の変更は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

5 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていないければならず、当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めない。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、Ⅲ・６・（１）で示す福岡市総合体育館（仮称）整備運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員公表日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

（１）共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと
- ② 参加表明書の受付締切日から提案書の提出締切日までの間において、福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けていない者又は措置要領に規定する措置要件に該当する者ではないこと。
- ③ 措置要領別表第 3 に該当する者ではないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ⑤ 最近 2 年間の市町村税を滞納していないこと
- ⑥ 最近 2 年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ⑦ 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - ・みずほ総合研究所株式会社
（所在地：東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 1 号）
 - ・株式会社俊設計
（所在地：福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目 17 番 8 号）
 - ・株式会社昭和設計
（所在地：大阪府大阪市北区豊崎四丁目 12 番 10 号）
 - ・西村あさひ法律事務所
（所在地：東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号）
- ⑧ 選定委員会の選定委員又は選定委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下、「本条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、本条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。

(2) 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のうち特定業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

下記①から③の特定業務を行う者で平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿」に登載されていない者は、財政局財政部契約監理課に競争入札参加資格審査申請を行えば資格審査を行う。

① 設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、ア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウの要件は 1 者以上が該当すること。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計）」に登載されていること。

ウ 平成 16 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、延床面積 5,000 m²以上かつ主たる体育室の競技床面積 1,000 m²以上の体育館の新築工事の実施設計実績（元請に限る。）を有していること。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、ア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウの要件は 1 者以上が該当すること。

ア 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計）」に登載されていること。

ウ 平成 16 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、延床面積 5,000 m²以上かつ主たる体育室の競技床面積 1,000 m²以上の体育館の新築工事の工事監理実績を有すること。

③ 建設業務を行う者

建設業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すア、イ及びウの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、エ及びオの要件は、必ず 1 者以上でいずれにも該当すること。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 平成 25・26・27 年度「福岡市競争入札有資格者名簿（工事）」に登載されていること。

ウ 上記アの建設工事の種類に応じて、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項

審査における直近かつ有効な総合評価値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評価値
建築一式工事	900 点以上
土木一式工事	900 点以上
電気工事	820 点以上
管工事	800 点以上
上記以外の工事	—

エ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評価値が 1,100 点以上であること。

オ 平成 16 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締め切り日までの間に完了した建設業務で、延床面積 5,000 m²以上かつ主たる体育館の競技床面積 1,000 m²以上の体育館の新築工事の施工実績を有すること。なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の中で最大の出資比率を有する者であること。

④ 運営業務を行う者

平成 16 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に体育館に関する 1 年以上の運営実績を有していること。なお、複数の運営企業で実施する場合は、少なくとも 1 者が上記要件を満たしていること。

⑤ 維持管理業務を行う者

平成 16 年 4 月 1 日から参加表明書の受付締切日までの間に体育館又は興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）に定める許可を受けた興行場に関する 1 年以上の維持管理実績を有していること。なお、複数の維持管理企業で実施する場合は、少なくとも 1 者が上記要件を満たしていること。

（３）参加資格要件の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「応募法人」という。）のうち、1 ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再編成を市に申請し、提案審査書類の提出日までに市が認めた場合。この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。ただし、残存法人のみで入札参加者の再編成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要であ

る。なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定も行うこととする。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

② 提案審査書類提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする（なお、「提案書の提出日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

6 審査及び落札者決定の手順

（１）選定委員会の設置及び基本的な考え方

事業提案の審査は、透明性・公正性及び競争性を確保することを目的に、学識経験者等により構成する選定委員会において行う。

審査は資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。なお、選定委員は以下のとおりである。

区分	氏名（敬称略）	専門・所属
委員長	上和田 茂	九州産業大学副学長
副委員長	森田 昌嗣	九州大学大学院芸術工学研究院教授
委員	谷川 徹	九州大学産学連携センター副センター長
委員	古賀 靖子	九州大学大学院人間環境学研究院准教授
委員	木部 正俊	(公財)福岡市スポーツ協会専務理事
委員	金口 浩治	福岡市市民局スポーツ推進部長

（２）審査の内容

選定委員会においては、入札額（本事業に係る費用）とともに、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等について総合的に評価を行う。

市は、選定委員会の評価結果を受けて、最も優れた提案を行った参加者を落札者として決定する。

（３）審査の手順

審査は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。なお、提案審査の際に、各参加グループに対してヒアリングを行うことがある。

① 入札参加資格審査

入札参加者の各構成員及び協力企業が、入札説明書等に示す共通の参加資格要件及び各担当業務の個別の参加資格要件を満たしているかどうか審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。

② 提案審査

提案審査は、入札参加資格審査を通過した者から提出された提案書類について、後日公表する落札者決定基準に従い、市が入札価格の確認及び基礎審査を行う。その後、基

礎審査を通過した入札参加者からの提案内容について、提案審査として下記の価格審査及び性能審査を行い、その加算によって最終的な落札者を決定する。

ア 価格審査

入札価格を評価する。なお、評価方法は入札説明書等で示す。

イ 性能審査

入札参加者が提出した提案書に基づき、事業理念、事業実施体制、各業務に係る事業計画等の項目についての提案内容を評価する。

(4) 落札者の決定・公表

入札参加者から提出された提案書を選定委員会が審査し、その結果を踏まえて、市が最も優れていると認めた入札参加者を落札者として決定する。

また、決定後、速やかに当該入札参加者に対して決定された旨を通知するとともに、福岡市ホームページに掲載し、公表する。

7 S P Cの設立等

- ① 事業予定者は、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として S P C を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体的出資比率の合計は、発行済株式の総数の 50% を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。なお、S P C は、福岡市内に設立するものとする。
- ② S P C は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- ③ S P C の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

8 提案審査書類の取扱い

(1) 著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が福岡市情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が福岡市情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合を除き、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

Ⅳ 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別紙によることとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

2 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、SPCの設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

① 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除し、又は指定管理者の指定を取り消すことができる。

② 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除し、又は指定管理者の指定を取り消すことができる。

③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除し、又は指定管理者の指定を取り消すことができる。

② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

① 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が

困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除し、又は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- ③ 上記②の規定により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、入札説明書等において示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

- (1) 現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。
- (2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2 財政上及び金融上の支援

- (1) 財政上及び金融上の提案については入札参加者が自らのリスクで実行することとする。
- (2) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金及び社会資本整備総合交付金）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を平成 27 年第 1 回福岡市議会定例会に、契約に関する議案、本施設の設置・管理条例に関する議案及び指定管理者の指定に関する議案を平成 28 年第 1 回福岡市議会定例会に提出することを想定している。

2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

3 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

5 問合せ先

場 所	福岡市市民局スポーツ推進部スポーツ振興課
住 所	〒810-8621 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
電話	092-711-4099
FAX	092-733-5595
E-mail	new_gymnasium@city.fukuoka.lg.jp
福岡市ホームページアドレス	http://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/s-sinkou/shisei/kyotentaiikukanseibi.html

別紙1 リスク分担表（案）

（凡例 「○」主たる負担者、「△」従たる負担者）

1. 共通事項

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	選定事業者
計画変更	市の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
施策変更	市の施策の変更（本事業に影響を及ぼすもの）によるもの	○	
公募書類	入札説明書等の誤りによるもの	○	
資金調達	市が必要な資金を調達できない場合	○	
	選定事業者が必要な資金を調達できない場合		○
法令変更	本事業に直接関係する法令の新設・変更（税制度を除く）によるもの	○	
税制度の変更	税制度の改正による、選定事業者の収支の影響	法人税の変更によるもの	○
		本事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更による増減	○
		サービス対価の支払に係る消費税法の変更によるもの	○
		本施設の取得及び所有に関する税制度の変更による増減	○
金利変動	基準金利確定前の金利変動に関するもの	○	
	基準金利確定後の金利変動に関するもの		○
許認可の遅延等	選定事業者の責めによらない許認可取得の遅延に関するもの	○	
	上記以外の選定事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
住民対応	本事業を行政サービスとして実施すること及び市からの提示条件（自由提案施設を除く。）に関する住民運動等	○	
	上記以外の調査・工事等の選定事業者の業務に関する住民運動等		○
環境保全	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏えいや騒音・光・臭気に関するもの		○
契約締結	市の責めにより事業契約が締結できない場合	○	
	選定事業者の責めにより事業契約が締結できない場合		○
	上記以外により事業契約が締結できない場合	△	△
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴い、設計又は工期の変更、設備の修復等により、選定事業者の経費の増加及び事業契約の履行不能	△	△

※リスク負担者が市及び選定事業者の両方となっているリスクについては、それぞれの具体的な負担割合を事業契約書(案)で示す予定です（以下、同様の箇所について同じ）。

2. 設計・建設段階

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	選定事業者
測量調査	市が行った調査の不備、誤り等によるもの	○	
	選定事業者が行った調査の不備、誤り等によるもの		○
土壌汚染	市が事前に公表した資料に明示されているもの		○
	市が事前に公表した資料からは予見できない土壌汚染が発見された場合	○	
埋蔵文化財発見	市が事前に公表した資料に明示されているもの		○
	市が事前に公表した資料からは予見できない埋蔵文化財が発見された場合	○	
用地	市が事前に公表した資料に明示されているもの		○
	市が事前に公表した資料からは予見できない地中障害物等が発見された場合	○	
設計	設計の不備、誤り等によるもの		○
設計変更	市の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による設計変更に伴うもの	○	
	上記以外の事由による設計変更に伴うもの		○
建設工事の遅延・未完工	市の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による建設工事の遅延や未完工	○	
	不可抗力による建設工事の遅延や未完工	△	△
	上記以外の事由による工程変更に伴うもの		○
工事監理	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		○
物価変動	設計・建設期間中のインフレ・デフレ	△	△
建設工事費	市の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による建設工事費の増大	○	
	不可抗力による建設工事費の増大	△	△
	上記以外の要因による建設工事費の増大		○
第三者賠償	建設工事に伴う騒音、振動等により、近隣住民に損害を加えた際の賠償金支払義務の発生		○
地盤沈下	建設工事に伴う地盤の沈下による、建設工事費の増加		○
要求性能未達	工事完了後、公共側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○

3. 運営・維持管理段階

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	選定事業者
施設瑕疵	施設の引渡後10年以内に隠れた瑕疵が見つかった場合		○
	施設の引渡後11年以降に隠れた瑕疵が見つかった場合	○	
性能	市の要求する性能に達しないために必要となる改善、その他損害に関するもの		○
物価変動	運営・維持管理期間中のインフレ・デフレ	△	△
需要変動 (収入及び業務費)	市の施策変更（利用料金の減免制度の変更等）及び市の責めによる事業内容・用途・要求水準の変更等に起因する収入や業務費の変動	○	
	不可抗力に起因するもの	△	△
	上記以外によるもの		○
光熱水費変動	物価変動以外の要因による光熱水費の変動	△	△
自由提案事業	自主事業、付帯事業の実施に係るすべてのリスク		○
施設・備品の損傷・盗難等	不可抗力に起因する損傷等	△	△
	選定事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる第三者の責めによる損傷等		○
	上記以外の要因による損傷等	○	
債務不履行	サービス水準の未達その他の選定事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害		○
	支払債務の不履行その他の市の債務不履行による事業契約の解除による損害	○	
支払遅延・不能	市の事由による支払遅延・不能によるもの	○	
第三者賠償	選定事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる騒音、振動、臭気等の発生による賠償		○
	上記以外に起因する事故等の発生による賠償	○	
施設明渡	施設移管手続きに伴う諸費用の発生、事業会社の清算手続きに伴う損益等		○
	事業期間終了時における要求水準の保持		○

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

実施方針等説明会及び現地見学会参加申込書

福岡市総合体育館（仮称）整備運営事業に係る実施方針等の説明会及び現地見学会への参加を申し込みます。

事業者名				
業 種	設計・建設・体育館運営・維持管理・金融・その他（ ）			
参加／不参加	説明会 10月1日（水） 10時30分 ～11時30分	九電記念体育館見学 10月1日（水） 14時00分 ～15時00分	福岡市民体育館見学 10月2日（木） 10時00分 ～11時00分	建設予定地見学 10月2日（木） 14時00分 ～15時30分
	参加・不参加	参加・不参加	参加・不参加	参加・不参加
参加者 所属／氏名				

※1事業者当たり、参加希望人数は各3名までとしてください。

(担当者連絡先)

所 属	
氏 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - M A I L	

※説明会等の詳細は、市のホームページに掲載します。

(様式第2号)

平成 年 月 日

実施方針等に関する質問書

福岡市新体育館(仮称)整備運営事業に係る実施方針等に関する質問書を提出します。

企業名	
所在地	
所属／担当者名	
電話／FAX	
メールアドレス	

資料名	(記入例) 実施方針
-----	------------

No	タイトル	該当箇所								質 問
		頁	ローマ	数	(数)	①	カナ	(カナ)	英字	
例	〇〇〇〇	1	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a	〇〇〇〇
1										
2										
3										
4										
5										

注1 質問する資料ごとに本様式を作成してください。

注2 資料名には実施方針及び別紙(番号)、業務要求水準書(案)及び別紙(番号)のうち該当する資料名を記入してください。

注3 タイトル欄は該当資料の該当箇所のタイトルを記入してください。

注4 該当箇所欄の記入に当たっては、数値、記号は半角小文字で記入してください。

注5 行が不足する場合には、適宜増やしてください。

注6 Microsoft Excel(2010以前)で作成の上、電子メールで送付してください。

注7 実施方針等の該当箇所の順番に並べてください。

(様式第3号)

平成 年 月 日

実施方針等に関する意見書

福岡市新体育館(仮称)整備運営事業に係る実施方針等に関する意見書を提出します。

企業名	
所在地	
所属／担当者名	
電話／FAX	
メールアドレス	

資料名	(記入例) 実施方針
-----	------------

No	タイトル	該当箇所								質 問
		頁	ローマ	数	(数)	①	カナ	(カナ)	英字	
例	〇〇〇〇	1	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a	〇〇〇〇
1										
2										
3										
4										
5										

注1 意見する資料ごとに本様式を作成してください。

注2 資料名には実施方針及び別紙(番号)、業務要求水準書(案)及び別紙(番号)のうち該当する資料名を記入してください。

注3 タイトル欄は該当資料の該当箇所のタイトルを記入してください。

注4 該当箇所欄の記入に当たっては、数値、記号は半角小文字で記入してください。

注5 行が不足する場合には、適宜増やしてください。

注6 Microsoft Excel(2010以前)で作成の上、電子メールで送付してください。

注7 実施方針等の該当箇所の順番に並べてください。

(様式第 4 号)

平成 年 月 日

競争的対話参加申込書

福岡市総合体育館（仮称）整備運営事業に係る競争的対話への参加を次のとおり申し込みます。

企業名	
所在地	
所属／担当者名	
電話／FAX	
メールアドレス	

競争的対話 への参加者	商号又は名称	
	所属・役職	
	担当者氏名	
	商号又は名称	
	所属・役職	
	担当者氏名	
	商号又は名称	
	所属・役職	
	担当者氏名	
	商号又は名称	
	所属・役職	
	担当者氏名	

注 1 記入欄が足りない場合は適宜、追加してください。

注 2 Microsoft Word（2010 以前）で作成の上、電子メールで送付してください。

注 3 参加者人数の上限を設ける等の調整を後日行う可能性があります。

競争的対話を希望する議題

福岡市総合体育館（仮称）整備運営事業に係る競争的対話において希望する議題は次のとおりです。

No.	議題番号	タイトル	該当箇所		確認したい内容	背景・趣旨	公表の可否
			資料番号・資料名	該当箇所 (頁・タイトル)			
1							
2							
3							
4							
5							
6							

注 1 記入欄が足りない場合は適宜、追加してください。なお、競争的対話を希望する議題のうち、優先順位の高いものから「No.」の若い順に記載してください。

注 2 Microsoft Word（2010 以前）で作成の上、電子メールで送付してください。

注 3 必要に応じて、図面等の参考資料を添付してください（データ形式：PDF）。

注 4 「議題番号」欄には、実施方針Ⅲ－3－(3)に記載されている議題 1～議題 3 のいずれかを記入し、「タイトル」欄には確認したい内容を要約して記入してください。

注 5 「公表の可否」欄について、参加者は、事業者の権利・競争上の地位、その他正当な利益を害するものと判断する事項について、非公表を求めることができます。「公表の可否」欄に、「可」の場合は「○」、不可の場合は「×」のいずれかを記載してください。なお、対話実施の結果を踏まえて、業務要求水準の変更等が生じる場合は、その内容について市と質問者との間で協議した上で、公表することができるものとします。